

貸 金 庫 規 定

1. (格納品の範囲)

- ① 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。
 - イ) 公社債権、株券その他有価証券
 - ロ) 預金通帳、証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
 - ハ) 貴金属、宝石その他貴重品
 - ニ) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- ② 当金庫は、前項各号に掲げるものについても相当の理由があるときはおことわりすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または、当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間の自動継続とします。

3. (使用料)

- ① 貸金庫の使用料は、当金庫所定の金額により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から普通預金通帳、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず自動引落しのうえ使用料に充当します。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から契約期間満了日（最初に到来する3月末日）までの月割計算により支払ってください。
- ② 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- ③ 契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵等の保管)

- ① 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立合いのうえ借主が届出の印章により封印し当金庫が保管します。
- ② 借主に貸金庫カードを発行いたしますので、借主または借主があらかじめ届出た代理人が保管してください。

5. (貸金庫の開閉等)

- ① 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が行ってください。
- ② 貸金庫（前）室の入室にあたっては、専用入口に備え付けの開錠操作盤等に貸金庫カードを挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ入室してください。
- ③ 格納品の出し入れは正鍵により開庫して行ってください。
なお、閉庫後は貸金庫の施錠並びに所定の位置への返却を確認してください。

6. (成年後見人等の届出)

- ① 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- ④ 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- ⑤ 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (届出事項の変更等)

- ① 印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- ② 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

8. (印鑑、貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- ① 印鑑、貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- ② 正鍵・貸金庫カードを失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替え費用または所定のカード再発行手数料を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。

9. (暗証照合等)

操作機により貸金庫カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ開庫その他の取扱いをしたうへは貸金庫カードまたは暗証番号について偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- ① 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- ② 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. (解約等)

- ① この契約は借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し当金庫所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失っている場合の解約は、第8条に準じて取扱います。
- ② 次の各号のいずれかに該当する場合には当金庫はいつでも解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - イ) 借主が使用料を支払わないとき
 - ロ) 借主について相続の開始があったとき
 - ハ) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ニ) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ホ) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ヘ) 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

 - イ) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ロ) 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ハ) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他本号 A から D に準ずる行為

- ④ 前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
 - ⑤ 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
 - ⑥ 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払ってください。
14. (貸金庫の修繕、移転等)
- 貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。
15. (緊急措置)
- 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の変更等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
16. (譲渡、転貸等の禁止)
- 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
17. (規定の変更等)
- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
 - ② 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上